

(4) 新聞雑誌の批評 (プレス・レビュー)

著作者名と出所の表示を条件とする、新聞雑誌のレビュー (122-5 条 3 号 b)。新聞雑誌における批評や論説紹介は、例外に該当し、著作者の許諾は不要である。条文には、「Les revues de presse」(プレスレビュー)と簡潔に規定されているだけなので、その要件は明確とはいえない。判例(破毀院刑事部 1978 年 1 月 30 日)は、プレスレビューとは、同じ主題または同じ出来事に関するさまざまなジャーナリストによる多様なコメントをあわせて比較し紹介することをいうと述べる。ただし、このような比較は必須でないといわれる。

(5) 公の演説を時事の報道として伝達すること

政治的、行政的、司法的または学術的集会において、ならびに政治上の公の会合および公式の儀式において、公衆に対して行われた演説を、時事の報道として、新聞雑誌または放送によって、たとえ全体であっても、伝達すること (122-5 条 3 号 c)。演説を公衆に広めるため、著作権が妨げにならないよう配慮したものである。

この例外が適用される要件は、①政治的、行政的、司法的または学術的集会、政治上の公の会合および公式の儀式において行われる演説であること、②公衆を対象とする演説であること、③時事の報道として行われること、つまり適時性が必要である。適時性がないものは、例外に該当しない。

(6) 競売のための美術の著作物の複製

競売に付される美術の著作物を記載することのみを目的とし、売却前に公衆に提供される見本のため、フランスにおいて行われる裁判上の競売のカタログに掲載する平面的または立体的美術の著作物の全体的または部分的複製 (122-5 条 3 号 d)。

かつて、執行吏が公売カタログに美術の著作物を複製する行為は例外に該当しないと判断されていたため、執行吏のロビイングにより、1997 年法により創設された例外である。この例外には、オークションや任意の売買は含まない。